

国保に加入している方へ

国民健康保険制度が大きく変わります



平成27年5月27日、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、国民健康保険制度が大きく変わることになりました。

現在、町の国保運営は様々な課題を抱えています。そこで、町民の皆さんと情報を共有することを目的に連載します。

今回は制度の改正点について説明します。

平成30年4月1日から

国保の財政運営が各市町村から都道府県単位へ移行します

現在、国保の財政運営は各市町村で行っていますが、平成30年度からは都道府県が国保の財政運営の責任主体となります。国保は、「高齢者が多く医療費が高い」「所得が少ない方が多い」「小さな町村は財政運営が不安定になりやすい」などの課題があり、多額の赤字を抱える市町村が多くあります。

こうした課題に対して、都道府県単位での財政運営を行うことで、運営の合理化、効率化、安定化を図っていきます。

なお、保険証の発行や保険税の賦課・徴収など、町民に身近な業務は引き続き市町村が行います。

現在

各市町村が国保財政運営の責任主体



市町村

- ・資格管理（被保険者証等の発行）
- ・保険税率、額の確定、賦課・徴収
- ・保険給付
- ・保健事業

平成30年度～

都道府県が国保財政運営の責任主体

都道府県
国保運営方針
(道内の統一的方針)



北海道

都道府県で決定した納付金を市町村が納付する

各市町村



市町村（変更なし）

- ・資格管理（被保険者証等の発行）
- ・保険税率、額の確定、賦課・徴収
- ・保険給付
- ・保健事業

北海道

都道府県が給付に必要な費用を市町村に全額支払う

お問い合わせ 役場福祉課 ☎ 42-2275